

広島県告示第四百六十八号

平成三十年広島県告示第十二号（広島県国民健康保険事業費納付金条例の規定により知事が定める一般納付金所得係数）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

本文中「〇・九二〇六〇二八七五四二八一」を「〇・九一七二二〇七九〇〇二二八」に改める。